

高島市監査委員告示第9号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、令和5年度定期監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和5年12月20日

高島市監査委員 多胡 豊章

高島市監査委員 廣本 昌久

1. 監査の期間

令和5年7月13日から令和5年12月20日まで

2. 監査執行年月日、監査執行対象機関名および監査実施場所

| 監査執行年月日 | 監査執行対象機関名 | | 監査実施場所 |
|------------|------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|
| 令和5年9月26日 | 環境部 | 環境センター、環境政策課、環境センター建設課、斎場、MICSセンター | 市役所本館1階 会議室2 |
| | 会計課 | | |
| 令和5年9月27日 | 商工観光部 | 観光振興課、商工振興課 | 市役所本館1階 会議室2 |
| | 市民生活部 | 市民協働課、市民課、人権施策課、保険年金課 マキノ支所、今津支所、朽木支所、安曇川支所、高島支所、新旭振興室 | |
| 令和5年10月24日 | 総務部 | 税務局 税務課、納税課 | 市役所新館3階 会議室9 |
| | | 契約検査課、総務課 | |
| | 選挙管理委員会事務局、固定資産評価審査委員会事務局 議会事務局 | | |
| 令和5年10月25日 | 政策部 | 企画広報課、総合戦略課、情報政策課、秘書課 | 市役所本館1階 会議室2 |
| | | 危機管理局 防災課、原子力防災対策室 | |
| 令和5年10月27日 | 総務部 | 人事課 | 市役所本館1階 会議室2 |
| | | 行財政管理局 財政課、行政管理課 | |
| 令和5年11月16日 | 小中学校 | 安曇小学校、青柳小学校、新旭南小学校 | 安曇小学校会議室 青柳小学校会議室 新旭南小学校会議室 |
| | 教育委員会事務局 教育指導部 | 学事施設課、学校教育課、教育相談・課題対応室、教育研究所、教育支援センター スマイル、学校給食課、給食施設整備課、各学校給食センター | 市役所本館1階 会議室2 |
| 令和5年11月17日 | 教育委員会事務局 教育総務部 | 社会教育課、地域教育連携室、各公民館、高島市民会館、藤樹の里文化芸術会館、ガリバーホール、文化財課、資料館、中江藤樹記念館、教育総務課、市民スポーツ課、国スポ・障スポ大会推進課、図書館 | |

3. 監査の範囲

前年度の定期監査の基準日から今年度の定期監査の基準日までの1年間の財務に関する事務の執行等について監査を実施した。

4. 監査の方法

本年度の監査計画および定期監査実施計画に基づき、監査の対象となる各機関に対し、あらかじめ資料の提出を求め、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうか、また、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、関係諸帳簿および書類等を照合確認するとともに、関係職員から説明を聴取して実施した。

また、次の事項を重点的に監査を実施した。

- (1) 随意契約における契約の妥当性と適正な運用について
- (2) 公金および公金外現金管理事務の適正化について

なお、次の機関については、書類監査を実施し、実地監査については省略した。

| 書類監査実施機関名 | |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 小中学校 | マキノ東小学校、マキノ西小学校、マキノ南小学校、今津東小学校、今津北小学校、朽木東小学校、朽木西小学校、安曇小学校、青柳小学校、高島小学校、新旭南小学校、新旭北小学校、マキノ中学校、今津中学校、朽木中学校、高島中学校、湖西中学校 |

5. 提出資料

- 1 職員数等調書
- 2 事務分掌表
- 3 重点事務事業調
- 4-1 請負工事契約状況調
- 4-2 委託業務契約状況調
- 4-3 物品購入等契約状況調
- 4-4 土地・建物賃貸借契約状況調
- 4-5 指定管理施設に関する調
- 5 補助金交付状況調
- 6 負担金交付状況調
- 7 過年度収入の処理状況調
- 8 各種団体等事務取扱調
- 9 保管金等調
- 10 公金現金等取扱状況調保管金等調
- 11 過去2か年度の監査結果および意見に対する措置等の状況調
(定期監査・財政援助団体等監査・行政監査・随時監査)
- 12 懸案その他特に苦慮する業務の概要

<学校給食センターには次の資料を追加>

○配送先および調理食数

〈小中学校には次の資料を追加〉

- 学年別学級数・児童生徒数
- 施設の概要
- 寄付採納状況調
- 事故一覧表

6. 監査の結果

監査の結果、財務に関する事務の執行について、以下の事項を除き、おおむね適正に行われているものと認められた。以下の事項については、改善が必要と考えられるので、適切な措置を講じられたい。

また、改善等の措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

なお、口頭により指導を行った軽易な事項については、適正に対応されたい。

〈団体等へ補助金支出のある全部署〉

○補助金事務の執行について【指導事項】

補助金事務の執行については、おおむね適正に行われているものの、一部の補助金においては以下のとおり適正を欠く事務処理が見受けられた。これらについては、事務担当者および審査する職員すべてが注視していれば適正な事務となるものばかりであることから、今一度、補助金交付要綱や事務手引きなどを確認し、適正な補助金事務の執行となるよう改められたい。

不適正な事務処理

- ・領収書の宛名が補助団体名と異なる。
- ・領収書の宛名が記載されていない。
- ・実績報告書に添付が必要と定められているものが添付されていない。
- ・補助対象経費に定められていないものが対象経費となっている。
- ・交付決定日より前に実施したものが補助対象に含まれていた。

〈環境政策課〉

○事業所用生ごみ処理機設置事業補助金について

【指摘事項】

補助金交付要綱第4条において補助対象となる生ごみ処理機は中古品または転売品を除くと定められている。これは、中古品または転売品では、価格変動が大きく適正価格の判別が困難なことや製品の品質が劣る可能性があるためである。これに対して所管課は現地での確認を省略し、実績報告に添付された写真や販売先の保証書等による確認を行っているのみで、中古品または転売品ではないことの確認が確実にできているとは言い難く、実績報告の審査が十分とはいえない。また、実績報告書に記載された設置場所と設置写真が相違してい

た。こうしたことを踏まえ、中古品または転売品でないことの確認方法を検討するとともに、実績報告の審査のあり方（現地調査、必要関係書類等）を見直されたい。

【検討事項】

- (1) 令和4年度は、同一事業者にて2件分の補助金交付がなされており、その事由として設置場所が異なることが挙げられている。補助金交付要綱上、複数の申請を制限する規定はないが、地方自治法の「最小の経費で最大の効果をあげる」という観点から検討すべきではないか。
- (2) 補助金交付要綱第2条第1項において「生ごみ」とは、食品が食用に供された後に、または食用に供されずに廃棄されたものと定義しているが、切り花等を処理するために処理機を購入されたものを補助対象にされていた。切り花等の処分を直ちに排除するものではないが、補助金交付要綱の規定とは齟齬があることから要綱を改正する等、疑義が生じることのないようにされたい。
- (3) 本件事業は、生ごみ処理機の導入に要する経費を補助するものであるが、補助金の成果・効果については、補助金交付年度の補助事業実績報告書だけでは把握できないため、導入された後の利用実態や生ごみ減量化の状況等について調査するなど、補助事業終了後も継続して成果・効果の確認を行い、補助金の有効性の検証を行うことを要望する。

〈商工振興課〉

○創業スタートアップ応援補助金について【検討事項】

- (1) 本件補助事業で作成されたホームページを確認したところ、補助金交付要綱において補助対象外と定めている業種に該当すると思われるページが含まれていた。また、補助対象経費のうち、設備費については「汎用性が高く、本補助事業以外の目的に使用できるものは除く。」と定められているが、汎用性があると思われる機器購入費用が補助対象として認められていた。補助金交付にあたっては、客観的な妥当性、透明性の確保とあわせて説明責任が求められることから、曖昧な部分が明確となるよう一定の基準が必要と考える。
- (2) 本補助事業は、創業に要する経費を支援するものであり、実績報告では経費の支払い等を確認しているが、補助金の成果・効果については、数年後に現れるものもあると思料される。創業後の状況等の報告を求めるなど、補助事業の評価に適切なアウトカム指標を設定した上で、指標に基づいた効果測定および達成状況の把握を実施することが望まれる。

〈新旭振興室・高島支所〉

○補助対象経費における取得ポイントの確認を適正に行うべきもの【指導事項】

住民自治協議会交付金とみんなで創るまちづくり交付金の実績報告書類を確認したところ、交付決定通知書の交付条件において、ポイントカードを利用し付与されたポイントについて補助対象外としているが、個人のクレジットカード決済やプリペイドカード決済が見受けられ、付与されたポイント分の確認が適正に行われていないため補助対象外とされていなかった。補助事業者に対して、実績報告に添付する証拠書類や注意事項等について、より丁寧な説明が必要であると考えます。

〈人権施策課〉

○男女共同参画社会づくり推進事業の実施方法等について【検討事項】

女性のための相談室については、前年度の定期監査において計画と相談実績にかなりの乖離が見られることから、予約方法やカウンセラーの派遣方法を検討するよう助言していたが、例年と同様の契約内容であった。利用者数は微増となっているが、予約の無い時間枠にカウンセラーが待機することが多く、効率的とは言いがたい状況が見受けられる。より多くの相談機会の提供を確保しつつ効率性にも配慮し、今一度、新規相談者ではない場合のオンラインでの相談なども視野に入れながら、現在の予約方法やカウンセラーの派遣方法を検討されたい。

〈人事課〉

○高島市職員ストレスチェック業務委託の契約方法について【検討事項】

本業務は、昨年度受託実績がある業者と一者随契により実施されている。その理由として、ハラスメントの予防と早期発見が重要課題であり、昨年データとの比較も踏まえて集団分析結果をより活用した組織マネジメントを図る必要があるためとされている。しかし、このストレスチェックについては、厚生労働省が定めた57項目について聞き取りを行ったものであり、質問項目に差異は無いと思料されるため、業者が変わっても前年度のデータとの比較は可能と考えられる。また、常時50人以上の労働者を使用する事業所に実施義務があることから、業務を適切に遂行する専門知識やノウハウを有している業者は数多くあり、県内他市においては指名競争入札をされている市も多数ある。現に、当市の指名登録業者のうち、ストレスチェックを取り扱う業者が数社あることから、契約方法の見直しを検討されたい。

〈学事施設課〉

○学校教育関係事業補助金について【指導事項】

市から学校長に対し学校教育関係事業補助金を交付しているが、高島市補助金等交付規則によると、「補助金等」とは市が市以外の者に交付するものとされ

ていることから適正とは言い難い。補助金交付の方法等を見直されるとともに、予算事業として直接執行することも可能であると考えるので、他市の状況も確認し、適正かつ効率的な執行方法となるよう検討されたい。

〈地域教育連携室〉

○補助金の審査に係る独立性の担保について【指導事項】

高島市子ども会協議会、高島市青少年育成市民会議の公金外現金の取り扱いを行っており、会計書類および市の補助金交付決定等の回議書を確認したところ、団体の出納取扱担当者と市補助金の担当者が同じであった。

高島市における公金外現金の取扱要領において、市が団体に対し補助金の交付等を行っている場合は、その補助金等の事務を担当する者は、当該団体に係る出納保管責任者および出納取扱責任者になることはできないとされている。このことについては、昨年度の定期監査においても口頭指導しているが改善されていなかったことから、同取扱要領に基づく事務体制に改め、内部けん制体制を構築されたい。

○青少年育成団体の活動支援補助について【検討事項】

市内にある少年少女合唱団に対し補助金を交付しているが、補助対象経費の中に団体の代表者自らが指導者となり謝礼を受けている状況が見受けられた。補助金交付要綱では賃金や報償費は補助対象経費として認められているが、代表者個人および団体構成員に対する賃金・報償費等の内部支出については、補助対象経費の妥当性等に疑義が生じないように、一定の基準を定められたい。

〈市民会館〉

○高島市生涯学習関係補助金について【指導事項】

本件補助金交付要綱に定める文化の継承振興事業補助として、音楽祭等を開催される団体に補助金を交付しており、補助金の交付率は、自主財源がある場合は「1/2 以内」、ない場合は「10/10 以内」となっている。令和4年度について確認したところ、3団体に交付しているが、全て自主財源がない団体として10/10 以内で交付されていた。しかし収支決算書には参加料や入場料、協賛金などが記載されており、自主財源がある団体であると考えられるので、実際の運用と補助金交付要綱が合致するよう改めるべきと考える。

〈市民スポーツ課〉

○公金外現金の証拠書類について【指導事項】

びわ湖高島栗マラソン実行委員会の支出伝票等を確認したところ、領収書の添付がないものが見受けられた。領収書は金銭授受の証明になる書類であり、高島市における公金外現金の取扱要領においても、支出伝票等に証拠書類を添付して必要な決裁を受けなければならないと定められていることから、適正な

事務取扱となるよう注意されたい。

○公金外現金の事務における所得税等の適正な取扱いについて【指導事項】

びわ湖高島栗マラソン実行委員会では医師、看護師、司会者にそれぞれ謝礼を支払っている。所得税等の取扱いは、支払い内容によって個別に判断されるものと考えるが、所得税法第6条により、個人や人格のない一般社団法人等であっても、すべて源泉徴収義務者となることから、税務署に確認するなど法令に基づいた適正な税務処理となるよう努められたい。

また、他市の実行委員会において、消費税の課税対象事業者であることが判明し、過去に遡って納税する事案が発生していることから、併せて注意されたい。

以 上